

令和2年度 第1回公募

道路高架下の占用許可申請者募集要項

【1 募集の趣旨】

大阪府都市整備部が所管する道路高架下において、有効活用を図り、占用者から納付していただいた占用料を道路等の維持管理費に充当することで、府民の安全安心と将来負担の軽減を図るとともに、地域の活性化に寄与することを目的としています。

応募される方は、この募集要項及び物件明細をよくお読みいただき、次の各事項をご承知のうえ、お申込みください。

【2 募集物件一覧】

物件番号	所在地 (路線名)	占用許可 対象面積 (m ²)	最低占用料 (年額) (円)	現場説明会 日 時
1	藤井寺市野中五丁目 271 番8外 (国道 170 号 野中跨道橋下)	2,971.59	2,056,350	7月10日(金) 午後2時30分
2	高石市綾園七丁目 136 番4外 (主要地方道泉大津美原線高架橋下)	409.29	311,880	7月7日(火) 午前11時00分
3	和泉市王子町 369 番2外 (主要地方道大阪和泉泉南線高架橋下)	727.40	337,520	7月7日(火) 午後2時00分

○道路法第32条の規定により占用許可を実施するものです。

○現場説明会は30分程度を予定しております。

○なお、募集物件の所在市町村において、現場説明会開始2時間前時点で大雨・洪水・暴風警報のいずれかが発令されている場合は、現場説明会を中止とさせていただきます。
予めご了承ください。気象状況は、こちらから確認できます。⇒ [おおさか防災ネット](#)

○現場説明会での説明内容も募集要項の一部となります。

○なお、現場説明会が雨天等の理由により中止となった場合は、説明する予定であった情報をおおさか防災ネット上で公表します。

【3 応募資格要件】

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 次の①から⑨までのいずれにも該当しない者であること。

①成年被後見人

②民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

③被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

- ④民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑤営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑥破産者で復権を得ていない者
- ⑦会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件(以下「旧更正事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申立てを含む。以下「更正手続開始の申立て」という。)をしている者又は更正手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更正手続開始の決定(旧更正事件に係る旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更正計画の認可の決定(旧更正事件に係る旧法に基づく更正計画の認可の決定を含む。)があった場合は、除く。
- ⑧民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
- ⑨営業の実態が確認できない等の、いわゆるペーパーカンパニーと判断される者
- (2) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者 (①から⑥までのいずれかに該当する者で、その該当する事実のいずれについても当該事実があった日から3年を経過したものと含む。)であること。
- ①大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ②大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ③落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者
- ④地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ⑤正当な理由がなくて、大阪府との契約を履行しなかった者
- ⑥前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (3) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (4) 大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第2号及び第4号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。なお、申込者がこの規定に該当していないことを確認するため、同条例第24条第2項の規定に基づき、申込者の情報をお預かりしますので、予めご承知ください。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (6) 大阪府税(大阪府に事業所が無い場合など、大阪府税の納入義務がない者は、本店

所在又は本人在住の都道府県税)に係る徴収金を完納し、かつ、最近1事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。

- (7) 都市整備部用地課が実施した公募(道路占用許可申請者の公募に限らず、事業予定地等における使用許可申請者等の公募、普通財産の貸付の入札等一切の公募を含む。)に係る土地について、占用料、賃借料を含む使用料等に係る徴収金をすべて完納していること。
- (8) 都市整備部用地課が実施した公募(道路占用許可申請者の公募に限らず、事業予定地等における使用許可申請者等の公募、普通財産の貸付の入札等一切の公募を含む。)に係る土地のいずれについても、許可条件等の違反に係る改善命令等の文書を受けていない者であること及び直近1年間に許可条件等の違反による許可の取消(撤回)又は契約の解除を受けていない者であること。当該改善命令等のいずれについても当該文書に従い改善を行った者は応募可。
- (9) 【10 占用許可申請者の決定方法及び公表等】の(11)及び(12)の申込不可期間内にないこと。

【4 占用許可物件の募集条件】

(1) 用途の指定

- ①平面駐車場(コインパーキングを含む。)等、平面利用を想定しております。あくまでも平面利用を想定しておりますので、物件明細に特別な定めがない限り、プレハブ等の簡易構造物であっても設置することはできません。
- ②次のアからキまでのいずれかに該当する使用はできません。
- ア. 易燃性若しくは爆発性物件又は悪臭、騒音等を発する物件を保管し、又は設置すること。
- イ. 政治的又は宗教的用途に使用すること。
- ウ. 悪臭・騒音・土壤汚染など近隣環境を損うと予想される用途に使用すること。
- エ. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業(ラウンジ、スナック等、規制対象業種に類する営業実態のものは、原則として営業時間を問わず使用できません。)、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業(例:成人向けDVDショップ等)の用途に使用すること。
- オ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものの事務所その他これらに類するものなど、公序良俗に反する用途に使用すること、また、同法第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められる用途に使用すること。
- カ. その他、住宅の用に供する等大阪府が適さないと判断した用途に使用すること。
- キ. 第三者をしてアからカまでのいずれかの用途に使用させること。

(2) 占用許可の期間

- ①占用許可期間は、以下のとおりです。

- ・ 物件番号1:令和3年4月1日(木)から令和8年3月31日(火)までとします。
- ・ 物件番号2:令和3年4月1日(木)から令和8年3月31日(火)までとします。
- ・ 物件番号3:令和3年4月1日(木)から令和8年3月31日(火)までとします。

②占用許可期間満了後の当該地の利用については、大阪府が可能と認める場合に限り、改めて公募するものとします。なお、改めて公募する場合は、既使用（占用）者も公募に参加することができます。ただし、既使用（占用）者も期間満了後の再公募時に際しては、他の応募者と同じ条件での応募となります。

（3）占用料

①占用料の額

ア. 大阪府が占用許可申請者として決定した者が提示した応募価格をもって年額占用料とします。

イ. 応募価格は年額とし、十円単位で記載してください。

②占用料の支払い

占用料の支払いは、大阪府が発行する納入通知書により指定する期日までに納めるものとします。なお、占用許可が取り消された時点で当該年度の占用料が未納であっても、占用料は支払わなければなりません。

③占用料の還付

既納の占用料は、還付しません。ただし、大阪府が道路法第71条第2項の規定により道路の占用の許可を取り消した場合において、既納の占用料の額が当該占用の許可の日から当該占用の取り消しの日までの期間につき算出した占用料の額を超えるときは、その超える額の占用料は還付します。

④占用料の減免

占用許可期間中、占用料は減額・免除しません。事業収支の悪化等があった場合も同様です。

（4）占用面積

占用期間中、占用面積を変更することはできません。

なお、出入を行うための通路の確保等でやむを得ず占用面積を増やす必要があるときは、高架下の占用とは別に、占用許可を受けるようにしてください。

占用許可を別途受けられた場合、占用料については「大阪府道路占用料徴収条例」で定める額を徴収します。

（5）占用許可物件の権利設定及び譲渡の禁止

①当該物件を転貸することや権利を譲渡することはできません。

②事業目的が第三者に対する賃貸借（賃貸駐車場等）の場合は、転貸とみなしません。

（6）法令の遵守

①都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の関係法令及び要綱等を遵守すること。なお、関係法令の調整等は占用者にて行ってください。

②道路占用許可基準を遵守してください。（別添参照）

③車両出入口の工事等で、道路使用許可が必要となる場合は、あらかじめ所轄警察署と協議してください。

（7）占用者の協力

①道路に関する点検及び工事に伴う占用物件（車両等の移転等も含む。）の移転、改築、除却等の費用については占用者で負担してください。また、災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合には、占用者は占用物件の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その費用についても負担してください。なお、いずれの場合においても休

業等に伴う損失補償などは一切行いません（ただし、法令の規定する損失は除きます。）。

②道路に関する維持管理又は工事を行うために道路管理者が占用区域内に立ち入ることを妨げることはできません。

③必要に応じ、当該占用区域内及びその近傍における道路の清掃、除草その他の管理を行ってください。

④自動車又は自転車等の駐車需要を生じさせる施設の設置を目的として占用される場合には、当該施設の利用者により、周辺の道路上に違法駐車されることのないよう適切な措置を講じてください。

【5 占用料の改定】

占用料は、大阪府道路占用料徴収条例の改定にともない、大阪府が算出した占用料（最低占用料）が応募価格を上回った場合は、大阪府が算出した額に改定することとします。

【6 実地調査及び報告】

物件の利用状況等を確認するため、大阪府職員が実地調査し、又は占用者に報告を求めることがあります。

【7 原状回復措置】

占用許可期間の満了又は占用許可の取消し等になる時は、期間満了日又は大阪府が指定する期日までに、占用者の責任において、原状回復処置を実施していただきます。

ただし、道路管理者が存置を求めた物件については、原状回復を実施する必要はありません。

【8 応募申込手続】

(1) 申込み方法

①郵送で申し込む場合（必ず簡易書留でお願いします。）

申込受付期間 令和2年7月20日（月）から令和2年7月28日（火）まで

【7月28日（火）必着のこと】

送り先 〒540-8570（住所書き不要）

大阪府都市整備部 用地課財産管理グループ 宛

※封筒の表紙に、「応募申込書在中」と朱書きしてください。

②持参する場合

申込受付期間 令和2年7月20日（月）から令和2年7月28日（火）まで

【午前10時から午後5時まで】

提出先 大阪市中央区大手前三丁目2番12号（大阪府庁 別館7階）

大阪府都市整備部 用地課財産管理グループ

(2) 応募に必要な書類(各1通)

① 応募申込書 ※印鑑登録している印鑑を押印してください。

② 印鑑証明書（複数の物件に応募する場合は、原本1通及びコピー）（3ヶ月以内に発行されたもの）
③ 誓約書（2種類あります。）※印鑑登録している印鑑を押印してください。 (複数の物件に応募する場合は、物件ごとに押印した書類が必要となります。)
④ 土地利用計画書（別紙様式1による。）※概要、計画図（工作物等を含む。）
⑤ 納税証明書類等（下記のアとイの両方必要です。） (複数の物件に応募する場合は、原本1通及びコピー) ア. 大阪府税事務所（ただし、大阪府税の納入義務が無いものに限り、本店所在又は本人在住の都道府県税事務所）の発行する全税目の納税証明書 (「都道府県税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のこと」の納税証明書（発行日から1ヶ月以内のものに限る。)) イ. 税務署の発行する消費税及び地方消費税の納税証明書〔国税〕 (証明書の種類は「その3」(個人事業主は「その3の2」、法人は「その3の3」でも可)（発行日から1ヶ月以内のものに限る。))

※1 応募に必要な書類①～⑤のすべての書類が揃わない場合は、受付できません。

※2 提出された書類は、返還いたしません。

※3 ⑤アの大坂府税事務所（都道府県税事務所）及び⑤イの税務署（国税）の納税証明書については、法人個人を問わず発行されます。

納税証明書に関するお問合せについては、最寄りの大坂府税事務所（都道府県税事務所）及び現在の住所地（納税地）を所轄する税務署（国税）にお問合せください。

(参考)

- ・大坂府ホームページ 納税証明書に関するお問合せ（府税事務所の場所等を含む）
(<http://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/nouzeishomei.html>)

- ・国税庁のホームページ 納税証明書の交付請求手続（所轄する税務署等を含む）
(<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>)

【9 現場説明の実施】

【2 募集物件一覧】のとおり現地において現場説明を実施しますので、参加される方は、記載の日時までに現地に集合してください。事前連絡は不要です。

なお、現地には駐車スペースがありませんので、公共交通機関をご利用ください。

【10 占用許可申請者の決定方法及び公表等】

(1) 占用許可申請者は、応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者のうち、各募集物件の最低価格以上かつ最高の価格で応募申込を行った者に対して、申請候補者となった旨の通知文書を送付します。なお、利用計画については、この時点で決定したわけではありません。占用許可申請の段階で許可権者の指導等により変更が生じ

ことがあります。また、この決定は、申請候補者が提示した事業計画等が関係法令や要綱等に適合している旨、関係行政庁等に認められたことを意味するものではありません。

- (2) 申請候補者が法人の場合は、申請候補者となった旨の通知文書に記載された期日までに、法人登記履歴事項全部証明書（1ヵ月以内に発行されたものに限る。）と、役員一覧表（別紙様式2による。）を、大阪府都市整備部用地課に郵送又は持参により提出してください。
- (3) 大阪府では、大阪府暴力団排除条例の施行に伴い、府有財産の処分、貸付け等から暴力団を排除することとしております。したがって、同条例第24条並びに公有財産の管理、処分に係る暴力団排除措置要綱第5条及び第6条の規定に基づき、(2)により申請候補者の個人情報を収集のうえ、大阪府警察本部に提供します。なお、申請候補者が個人の場合は、この公募にかかる入札参加の申込時に提出いただく誓約書に記載の個人情報を、同様に大阪府警察本部に提供します。また、上記の書類を提出いただけない場合は、申請候補者としての資格を取り消します。
- (4) 大阪府警察本部より、申請候補者（法人の場合は監査役を含む全役員のいずれか）が、大阪府暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者である旨の回答があった場合、申請候補者としての資格を取り消します。
- (5) 大阪府警察本部より、申請候補者（法人の場合は監査役を含む全役員）が、大阪府暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の回答があった場合、申請候補者を正式に占用許可申請者として決定します。
- (6) 選定結果については、決定された者に令和2年9月18日（金）付けで決定通知をするとともに、同日の午後2時頃に大阪府のホームページで公表する予定です。
なお、ホームページでの公表はシステムの都合上予定時刻を多少前後する場合があります。
- (7) 選定結果に対して疑問や質問がある応募者は、結果通知日から1週間以内に文書で【14問合せ先】(1)公募に関する問合せ先までご連絡ください。ご連絡後、可能な範囲で選定結果の説明を行います。
- (8) 二者以上同額で最高価格の場合は、令和2年7月30日（木）午前11時に開催を予定しております申請候補者抽選会にて『くじ』で決定します。
くじは原則、同額の最高額を提示した応募者に参加頂きますのでご協力お願いします。
- (9) (1)により申請候補者となった者が、令和2年8月14日（金）までに辞退した場合は、次順位の者に対して申請候補者となった旨の通知文書を送付します。なお、令和2年8月14日（金）までに占用を辞退した者は、同一物件に再公募があった場合の申込はできません。
- (10) (1)により申請候補者となった法人が、当該通知文書記載の期限内に(2)による法人登記履歴事項全部証明書等の書類を提出しない場合は、辞退したとみなし、次順位の者に対して申請候補者となった旨の通知文書を送付します。
- (11) (1)により申請候補者となった者が辞退期限の翌日から占用許可申請者として決定されるまでの間に辞退した場合並びに(9)及び(10)の通知文書を受けた者が占用許可申請者として決定されるまでの間に辞退した場合は、都市整備部用地課が実施する公募（道路占用許可申請者の公募に限らず、事業予定地等における使用許可申請者等の公募、普通財産の貸付の入札等一切の公募を含む。）への応募は、申請を

取りやめた対象地に係る公募があった日の翌月 1 日から起算して一年間は不可とします。

(12) 占用許可申請者として決定された者が申請を取りやめた場合は、都市整備部用地課が実施する公募（道路占用許可申請者の公募に限らず、事業予定地等における使用許可申請者等の公募、普通財産の貸付の入札等一切の公募を含む。）への応募は、申請を取りやめた対象地に係る公募があった日の翌月 1 日から起算して一年間は、不可とします。

【11 占用許可手続】

(1) 占用許可申請者は、次の関係書類を添えて、各所管土木事務所に道路占用許可申請を行ってください。

①道路占用許可申請書

②位置図

③現況平面図

④高架下利用計画図

⑤工事図面（構造図）

⑥現地写真

⑦誓約書（占用者による、占用箇所又はその周辺の清掃及び点検に関すること等）

⑧委任状（代理申請の場合のみ）

⑨その他（道路管理者が必要とする資料）

※ 申請書の提出部数は正本・副本の2部必要です。

(2) 占用許可申請期限

①占用許可申請は、令和2年10月16日（金）までに行ってください。

②特段の理由なく、占用許可に関する手続を行わない場合は、占用者の決定を取り消す場合があります。

③占用者（法人の場合は、監査役を含む全役員のいずれか）が、暴力団員又は暴力団密接関係者である等、【3 応募資格要件】に抵触する者であることが判明した場合又は暴力団の利益になり若しくはそのおそれがあると認められる占用であることが判明した場合は、占用許可申請書の提出前にあっては占用者の決定取消しを、占用許可申請書を提出し受付した後にあっては不許可処分を、占用許可後にあっては当該占用許可の取消処分を、それぞれ行います。

(3) 占用廃止届

占用期間の満了等により、占用が終了する際は、道路占用廃止届を必ず提出してください。

なお、占用期間の満了に伴う再公募の結果、引き続き同じ占用者が占用される場合であっても、一旦、道路占用廃止届を提出していただきますようお願いします。

【12 費用負担】

募集への参加及び占用許可に関する一切の費用は、申込者の負担とします。

【13 その他】

今回の占用許可申請者募集により提出された応募申込書及び添付書類等に記載された個人情報につきましては、本募集事務以外の目的には使用しません。

【14 問合せ先】

(1) 公募に関する問合せ先

大阪府都市整備部用地課財産管理グループ

担当 大福、荒池、池田、森

TEL 06-6944-6783 (直通)

メールアドレス yochi@sbox.pref.osaka.lg.jp

(2) 占用許可に関する問合せ先

物件番号1 大阪府富田林土木事務所 管理課

TEL 072-125-1131 (代表)

物件番号2 大阪府鳳土木事務所 管理課

TEL 072-273-0123 (代表)

物件番号3 大阪府鳳土木事務所 管理課

TEL 072-273-0123 (代表)

令和2年度 第1回公募

道路高架下の占用許可申請者応募申込書

令和 年 月 日

大阪府知事様

(〒 —————) 住所 (所在地) 氏名(フリガナ)	法人名 代表者氏名(フリガナ) 電話	実印
(事務担当者) ※事務担当者は上記法人に所属する担当者に限る。 ※個人で申し込む場合は事務担当者欄への記載不可 所属部署		
(〒 —————) 住所 (所在地) 氏名(フリガナ) 電話		

令和2年度第1回公募道路高架下の占用許可申請者募集に参加したいので、募集要項の各条項を承知のうえで、下記のとおり応募価格を添えて申し込みます。

記

1 応募価格等

物件番号	利用計画	応募価格 (年額占用料)								
		億	千	百	拾	万	千	百	十	一
第 号 (物件番号を記入してください。)	別添利用 計画書の とおり									0円

- ※ (1)応募価格は、大阪府が設定する最低占用料以上の金額を記入してください。
(2)金額はアラビア数字で記入してください。
(3)初めの数字の頭に¥をいれてください。

2 添付書類 (内容については、募集要項で確認願います。)

- ① 印鑑証明書 ② 誓約書(指定様式。2種類)
③ 高架下利用計画書 ④ 証明書等

誓 約 書

私は、大阪府が実施する「令和2年度第1回公募道路高架下の占用許可申請者募集」の応募申込みにあたり次の事項を誓約します。

- 1 道路高架下の占用許可申請者募集要項第3に定める応募に必要な資格を有しています。
- 2 道路高架下の占用許可申請者募集要項、物件明細書その他関係法令をすべて遵守します。
- 3 占用許可に際しては、現状有姿で占用許可を受け、現地におけるアスファルト舗装やネットフェンスなどの道路の施設又は工作物の撤去等現状変更については、大阪府の指示に従います。
- 4 高架下利用に関する隣接者、地域住民及び関係機関との調整については、すべて自己の責任において行います。
- 5 募集結果に関しては、大阪府のホームページ等にその内容（物件所在地、面積、決定者名及び応募価格）が公表されることに同意します。
- 6 高架下利用は、暴力団の利益になり、又はそのおそれのあるものではありません。

令和 年 月 日

大阪府知事 様

住 所
(所在地)

氏 名 (フリガナ)

(法人名・代表者氏名) (フリガナ)

実印

誓約書

私は、大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、府の事務及び事業によって暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を公有財産の管理、処分から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

- 1 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報を大阪府警察本部へ提供することに同意します。
- 4 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するもの用に供してはならないことに同意します。

大阪府知事 様

令和 年 月 日

申込者

住 所
(所在地)

フリ ガナ
氏 名
(法人名)

(代表者名)

実印

(個人の場合)

生年月日

高架下利用計画書

応募者氏名（法人名）			
物件番号	第 号	物件所在地	

占 用 目 的 及 び 概 要
(占用目的)
(概 要)

計 画 図

※1 この利用計画書は、募集要項及び物件明細書に記載している内容と照合するためのものであり、対象物件の占用許可及びこれに付随する占用許可等が確実に認められるものではありません。

※2 この利用計画書の内容については、道路管理者、河川管理者、市町村又は警察署などにより変更を求められることがあり、変更をされない場合は占用許可がされないことがあります。

(記入例)

高架下利用計画書

応募者氏名（法人名）		〇〇 〇〇	
物件番号	第〇号	物件所在地	〇〇市〇〇町〇丁目〇〇一〇

占 用 目 的 及 び 概 要

(使用目的)

駐車場

(概 要)

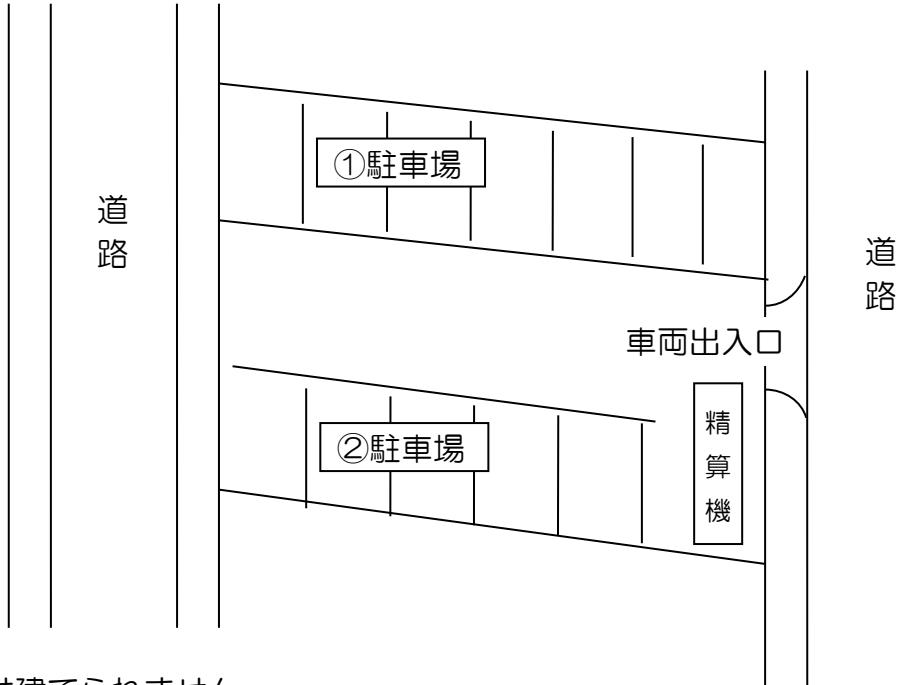
① 部分は、月極駐車場とする。

② 部分は、時間貸駐車場とする。

イメージは下記のとおり。

※出来るだけ詳しく記入してください。

計 画 図



※住宅は建てられません。

※1 この利用計画書は、募集要項及び物件明細書に記載している内容と照合するためのものであり、対象物件の占用許可及びこれに付随する占用許可等が確実に認められるものではありません。

※2 この利用計画書の内容については、道路管理者、河川管理者、市町村又は警察署などにより変更を求められることがあり、変更をされない場合は占用許可がされないことがあります。

(様式2)

役員一覧表

(法人名)

役職名	(フリガナ) 氏 名	生年月日
役員一覧表は申請候補者のみの提出書類になります。 応募時には必要ありません。		

(記入例)

役員一覧表

(法人名) ●●株式会社

役職名	(フリガナ) 氏 名	生年月日
代表取締役社長	オオサカ タロウ 大阪 太郎	S32. 3. 2
専務取締役	ナニワ ハナコ 浪速 花子	S34. 9. 6
常務取締役	ヨウチ カシジロウ 用地貸次郎	S35. 12. 1
監査役	カイケイ シロウ 会計 士郎	S41. 11. 3

※法人登記に登記されている方全員について、上記の要領で記載して下さい。

※用紙が足りない場合は、様式を適宜コピーして下さい。

※この一覧表は、大阪府暴力団排除条例に基づく排除対象者の有無について確認するため
に利用するものであり、それ以外の用途には一切利用しません。